

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会

設立・第1回総会

日時 令和7年5月29日(木)15時

場所 朝霞市役所 大会議室

○ 市長あいさつ

○ 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について

【議事】

第1号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
朝霞市実行委員会の設立について

第2号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
朝霞市実行委員会会則の制定について

第3号議案 令和7年度事業計画(案)について

第4号議案 令和7年度予算書(案)について

第5号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
朝霞市実行委員会運営委員会への委任事項(案)について

第6号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催種目交流大会
令和7年度競技主管団体事業補助金交付要綱の制定について

全国健康福祉祭(ねんりんピック)について

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、主に60歳以上の高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会に寄与することを目的としています。

厚生省(現:厚生労働省)設立 50 周年を記念して、昭和63年に第1回大会が開催され、以降、毎年各都道府県持ち回りで開催し、令和8年に第 38 回の大会を埼玉県で開催します。

埼玉大会の概要

- 1 名 称 全国健康福祉祭埼玉大会
- 2 愛 称 ねんりんピック彩の国さいたま2026
- 3 主 催 厚生労働省、埼玉県、さいたま市、(一財)長寿社会開発センター
- 4 共 催 スポーツ庁
- 5 テーマ 咲き誇れ！長寿と笑顔 彩の国
- 6 会 期 令和8年11月7日(土)～10日(火)

朝霞市で実施するスポーツ交流大会の概要

- 1 種 目 空手道
- 2 日 程 令和8年11月8日(日)～9日(月)
- 3 参加予定人数 1,400人
- 4 会 場 朝霞市立総合体育館

第 1 号議案

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会の設立について

第38回全国健康福祉祭埼玉大会(ねんりんピック彩の国さいたま 2026)において、朝霞市で実施する種目の交流大会及び関連イベントを開催するに当たり、円滑な大会運営を図るため、「ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会」を設立する。

朝霞市実行委員会の実施事業の内容について

必須事業

1 スポーツ文化交流大会

朝霞市：空手道

監督会議、開始式、競技実施、
表彰式等

担当：生涯学習・スポーツ課

2 健康づくり教室

空手競技会場に併設

体力測定、健康づくり指導及
びその推進に係る啓発等

担当：健康づくり課

+

任意事業

3 市独自イベント(おもてなしイベント)

・ 歓迎イベント、特産品の紹介、PR等

担当：シティ・プロモーション課、産業振興課

4 リハーサル大会(令和7年9月28日)

担当：生涯学習・スポーツ課

第2号議案

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会会則の制定について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会会則（案）

（目的）

第1条 ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会は、第38回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま2026）において、朝霞市で開催される交流大会等の円滑な運営と推進を期するため、必要な事業を行うことを設立の目的とする。

（名称）

第2条 本会は、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（事業）

第3条 実行委員会は、次に掲げる事業を行う。

- （1）朝霞市で開催される交流大会等（以下「大会等」という。）に係る必要な計画の策定に関すること。
- （2）大会等の企画及び運営に関すること。
- （3）関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成及び委員）

第4条 実行委員会は、委員及び監事（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 委員等は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。ただし、監事は、委員を兼ねることはできない。

- （1）大会等の開催に関係する機関又は団体に属する役職者
- （2）前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会は、委員のうちから次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監事 2人

2 会長は、朝霞市長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第7条 委員等の任期は、委嘱の日から第1条の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が委嘱時の機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(報酬)

第8条 会長、副会長、委員等は、無報酬(旅費を含む。)とする。

(会議)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 運営委員会

2 前項に掲げるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長、委員等をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 運営委員会に委任する事項に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、大会の実施に係る重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。この場合において、当該代理人は、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、会長が委嘱した運営委員をもって構成し、運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、会長が委嘱する。

3 運営委員会は、会長が招集し、委員長が議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 運営委員会は、総会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて総会に報告する。

6 第7条及び第8条並びに前条第4項から第7項までの規定は、運営委員会について準用する。この場合において、委員及び監事は運営委員と、会長、副会長は委員長、副委員長と、総会は運営委員会と、委員は運営委員と、会長は委員長と読み替えるものとする。

7 運営委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会又は運営委員会（以下「総会等」という。）において審議決定すべき事項について、総会等を招集するいとまがないと認められるときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、長寿はつらつ課ねりんピック室内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、補助金その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は総会の議決によって定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(監査)

第17条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会の承認を得なければならない。

(解散)

第18条 実行委員会は、第1条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第19条 実行委員会が解散のときに有する残余財産は、朝霞市に帰属するものとする。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

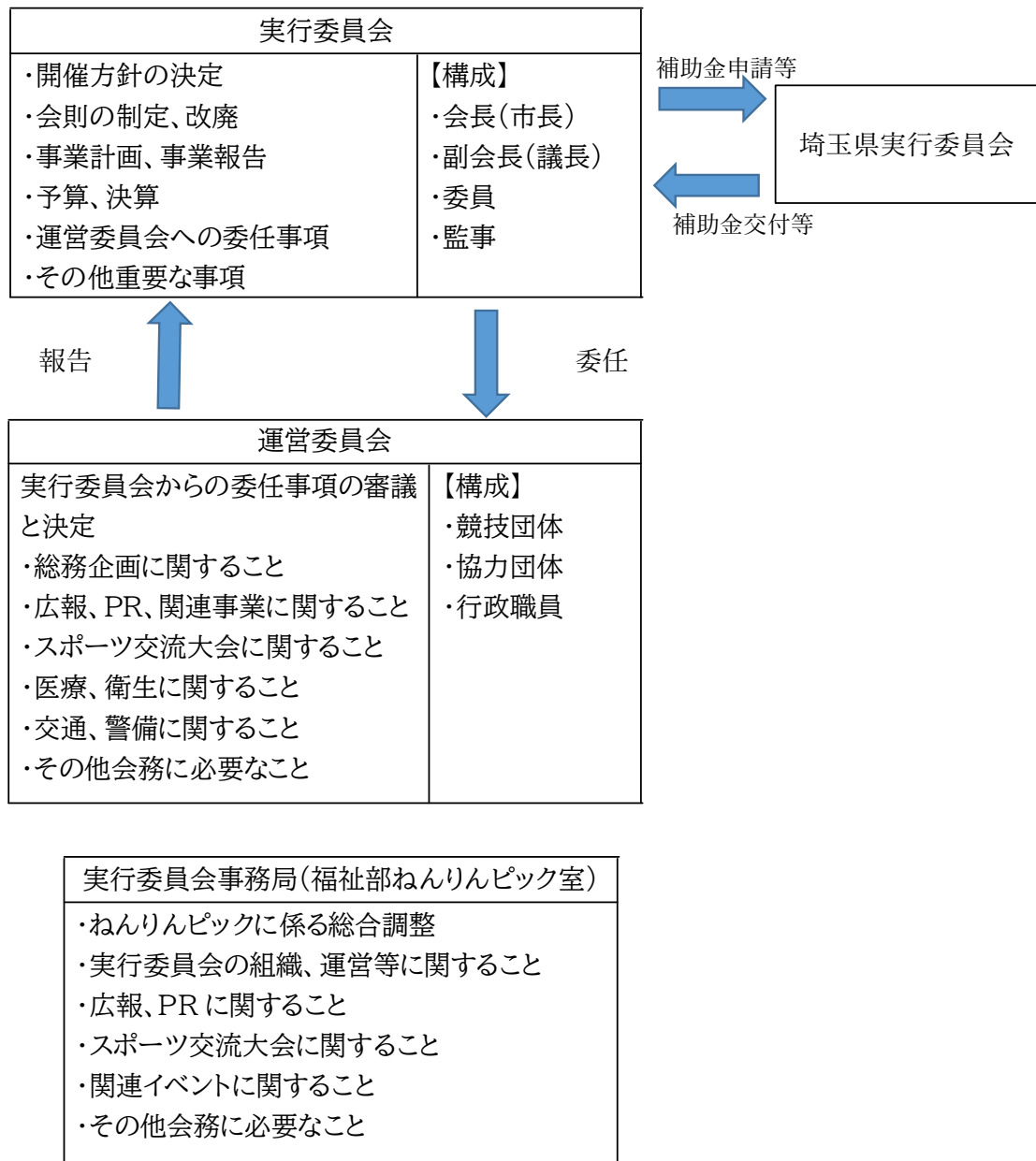
1 この会則は、令和7年5月29日から施行する。

2 委員会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、委員会設立の日から令和8年3月31日までとする。

3 第10条第2項の規定にかかわらず、第1回総会の招集は市長が行う。

説明資料

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会組織図



令和 7 年度事業計画(案)について

第 38 回全国健康福祉祭さいたま大会(ねんりんピック彩の国さいたま2026)における朝霞市開催種目である空手交流大会の円滑な運営に向けて、埼玉県実行委員会及び関係団体等との連携の基、次の事業を実施する。

1 総務

- (1) 総会の開催
- (2) 運営委員会の開催

2 リハーサル大会の実施

日程:令和 7 年9月28日(日)

会場:朝霞市立総合体育館

※ 9月27日(土)前日準備

3 大会開催に係る各計画等の策定

交流大会(本大会)及び関連イベント等の円滑な実施に向け、次の事項を行う

- (1) 本大会実施計画の策定
- (2) PR 活動(SNSでの発信、啓発グッズの作製等)を含む関連イベントの検討

4 大会調査

- (1) 第37回全国健康福祉祭ぎふ大会視察

5 関係機関との連絡調整

- (1) 埼玉県実行委員会との連絡調整
- (2) 競技主管団体その他関係団体・機関との連絡調整

6 その他

リハーサル大会に係る経費の一部補助

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会
運営委員会への委任事項(案)について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会会則第11条第5号の規定に基づき、次の事項を運営委員会に委任する。

1 総務・企画に関する事項

(主な内容:事務局の運営に関する事、先進地調査に関する事、リハーサル大会及び本大会の実施に関する事)

2 広報・PR・関連事業に関する事項

(主な内容:広報の方法やPRグッズの作製に関する事、来訪者等へのおもてなし事業に関する事)

3 交流大会に関する事

(主な内容:開催要領、プログラム、開会式・閉会式に関する事)

4 医療・衛生に関する事

(主な内容:大会における救護所の設置に関する事)

5 交通、警備に関する事

(主な内容:来場者の交通に関する事、会場・周辺の警備に関する事)

6 その他、会務に必要な事

第 6 号議案

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 朝霞市開催種目交流大会
令和 7 年度競技主管団体事業補助金交付要綱の制定について

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 朝霞市開催種目交流大会 令和 7 年度競技主管団体事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 ねんりんピック彩の国さいたま 2026 朝霞市実行委員会は、朝霞市で開催するふれあいスポーツ交流大会の円滑な運営を図るため、競技主管団体が行う当該大会に係る準備又は事業の実施に必要な経費を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定める。

（交付の対象等）

第 2 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助対象経費の詳細、補助事業者、事業実施主体、補助率及び補助限度額は、別表 1 及び別表 2 に定めるとおりとする。

（補助金の交付）

第 3 条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、ねんりんピック彩の国さいたま 2026 朝霞市実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（1） 事業計画書

（2） 収支予算書

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付の決定）

第 4 条 会長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定する。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付を決定することができる。

3 会長は、第 1 項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 会長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付された条件を交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付決定後生じた事情による内容の変更等)

第6条 会長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により、補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は事業を遂行することができなくなったとき（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の変更をした場合は、前条の規定を準用する。

(計画変更に係る承認の申請)

第7条 補助事業者は、事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）に変更事業計画書及び変更収支予算書を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額への影響が20/100以内の軽微な変更については、この限りでない。

2 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出して、その指示を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金事業中止（廃止）申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 会長は、補助事業者に対し、必要に応じ、補助事業の遂行の状況を報告させることができる。

(補助事業の遂行の指示)

第10条 会長は、補助事業者が提出する報告書等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して期日を指定し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

2 前項に規定する実績報告書等は、事業が完了した日から起算して30日以内又は令和

8年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助対象事業費から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 会長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金の額の確定について(様式第6号)により通知する。

(是正のための措置)

- 第13条 会長は、第11条の実績報告書の提出があった場合、事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないときは、補助事業者に対し、必要な措置をとることを命じることができる。

- 2 第11条の規定は、前項の規定により命ぜられた措置の実施が完了した場合に準用する。

(補助金の請求)

- 第14条 補助事業者は、第12条に規定する通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第15条 会長は、前条の補助金精算払請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(概算払)

- 第16条 会長は、前2条の規定にかかわらず、事業の実施上必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)に、会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第17条 会長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

- 2 前項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

- 3 第1項の取消しをする場合は、第5条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第18条 会長は、前条に規定する交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者は、会長の指定する期限のうちに当該補助金を返還しなければならない。

2 補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、会長の指定する期限のうちに、当該補助事業者は、会長の指定する期限のうちにその超える額の補助金を返還しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第11条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第9号)により速やかに会長に報告しなければならない。

4 前項の報告があった場合には速やかに審査をし、会長が当該報告に支障がないと認めたとき、補助事業者は当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(間接補助の事務処理)

第19条 会長は、補助事業者に対し間接補助金を交付するときは、第3条から前条までの規定に準じた内容の条件を付さなければならない。

(関係書類の整備)

第20条 補助事業者は、事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿及び証拠書類を備え、その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間これを保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。

別表 1

補助対象経費	経費の詳細	補助事業者	事業主体	補助率及び補助限度額
・第37回全国健康福祉祭岐阜大会及び全国健康福祉祭に類似する大会の視察調査に要する経費 ・審判員等の養成に要する経費 ・競技体験会の実施に要する経費 ・その他交流大会準備に要する経費	別表2のとおり	競技主管団体	競技主管団体	補助率：10分の10 限度額：競技主管団体ごとに600千円

備 考

- 1 競技主管団体とは、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催するふれあいスポーツ交流大会の運営を主導する団体をいう。
- 2 補助金の額の算定において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 2

項目	補助対象経費	備考
報償費	審判員等養成に係る講師謝金等	講習会受講者は対象外とする。
旅費	中央競技団体、ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会又は実行委員会との打ち合わせに係る旅費、審判員等養成に係る講師及び受講者旅費、第37回全国健康福祉祭岐阜大会等の視察調査に要する交通費・宿泊費等	
需用費	講習会、競技体験会等に必要な印刷費、消耗品、競技用具の購入代等	・備品購入は対象外 ・視察調査等のお土産代は対象外
食糧費	会議開催に伴う湯茶代及び審判員等養成に係る講師の昼食代等	講習会受講者に対する食事（弁当）代、湯茶代は対象外
役務費	通信運搬費、手数料及び保険料等	
使用料及び賃借料	会議・会議室使用料、高速道路使用料、駐車場料、競技用具・車両の借上料（レンタカーなど）等	

備 考

- 1 実行委員会設立後に発生した経費を対象とする。
- 2 開催準備に関するものを対象とし、選手強化に関する費用は対象外とする。
- 3 旅費又は報償費の算定に当たっては、朝霞市職員等の旅費に関する条例（昭和61年朝霞市条例第2号）又は朝霞市の条例、規則、要綱その他例規等の例による。
- 4 教育活動の一環で参加する協議補助員への報償費は対象外とする。
- 5 補助対象経費の算定に当たっては、申請前に実行委員会と協議すること。

様式第 1 号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま 2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地
名 称
役 職
代表者

補助金交付申請書

標題の件につきまして、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 添付書類
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書
 - ・その他
- 3 支払方法 (清算払い ・ 概算払い)
- 4 概算払いを希望する理由
- 5 担当者連絡先

様式第 2 号

ねん朝発第第 号
年 月 日

様

ねんりんピック彩の国さいたま 2026
朝霞市実行委員会
会長 松下 昌代

補助金交付決定通知書

このことについて、 年 月 日付で申請のあった補助金について、次のとおり
決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定事業
- 3 交 付 条 件

様式第 3 号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま 2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地
名 称
役 職
代表者

補助金変更承認申請書

年 月 日付ねん朝発第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

補助金交付既決定額	円
補助金変更申請額	円

2 変更理由

3 添付書類

- ・変更事業計画書
- ・変更収支予算書

様式第 4 号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま 2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地
名 称
役 職
代表者

補助金事業中止（廃止）申請書

年 月 日付ねん朝発第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、申請します。

記

- 1 申請内容 (中止 ・ 廃止)
- 2 理由
- 3 その他

様式第 5 号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま 2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地
名 称
役 職
代表者

実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった事業が完了したので、関係書類を添付して下記のとおり報告します。

記

1 実績報告額

- ・ 交付決定額 円
- ・ 実績報告額 円

2 添付書類

- ・ 事業実績報告書
- ・ 収支決算書
- ・ その他（収支一覧表、旅費領収一覧表など）

様式第 6 号

ねん朝発第第 号
年 月 日

様

ねんりんピック彩の国さいたま 2026
朝霞市実行委員会
会長 松下 昌代

補助金の額の確定について

年 月 日付で提出のあった実績報告について、内容を審査した結果次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

確定した補助金の額 円

様式第 7 号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま 2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地
名 称
役 職
代表者

補助金清算払請求書

年 月 日付ねん朝発第 号で額の確定した補助金について、下記のとおり
請求します。

記

- 1 請求金額 円
- | | | |
|----|--------------|---|
| 内訳 | 額の確定した補助金額 | 円 |
| | 既に交付を受けた補助金額 | 円 |

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
名義人			

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま 2 0 2 6
朝霞市実行委員会
会長 松下 昌代 宛

所在地
名 称
役 職
代表者

補助金概算払請求書

年 月 日付ねん朝発第 号で交付決定のあった補助金について、下記のと
おり請求します。

記

1 請求額 円
内訳 概 算 払 請 求 額 円
交付決定補助金額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
名義人			

3 概算払の理由

様式第9号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

所在地
名 称
役 職
代表者

補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付ねん朝発第 号で交付決定のあった補助金について、下記のとおり報告します。

- 1 補助金の交付決定額又は額の確定額 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額） 円

※ 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。